

(1) 豊田市市民活動促進補助金制度について

制度の趣旨

市民活動(※)は、社会に向けた公益的な活動(社会貢献活動)であり、豊田市が「市民と行政の共働によるまちづくり」を目指すうえで、まちづくりの大きな力となります。

こうした市民活動がさらに活発になるため、市民活動団体に対し、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充、市民活動に対する市民理解の増進を図るための取組みや事業に補助金を交付します。

※「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。(豊田市市民活動促進条例第2条より)

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする活動
- ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- エ 公共の利益を害する行為をする恐れのあるものの活動

対象団体(申請できる団体の条件)

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 豊田市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野(18ページ参照)に関する市民活動を行っている、または始めようとする市民活動団体で、その形態は、任意団体、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人も含む)、一般社団法人及び公益社団法人。ただし共益活動のみを行う団体は除く。
- (2) **会員5名以上**で構成されている団体
- (3) 政治活動、宗教活動を目的としていない団体
- (4) 暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体
- (5) その他、対象部門ごとに定めた要件

(2) 募集について

部門の説明

①はじめの一步部門（立上期）	
目的	立上期における市民活動の自立を図る目的で実施
対象団体	市内で市民活動を始めようとする団体又は市民活動を行っている経営基盤の弱い団体
対象事業	① 団体の設立又は活動準備に要する事業 ② 団体の運営に要する事業 ③ 具体的な活動に要する事業
対象経費	団体立上準備費、団体運営費、事業費全般
設立年数	5年未満（申請時点で）
補助期間	2か年（1団体1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	1年目：10万円以内（補助率：10/10） 2年目：5万円以内（補助率：10/10）
市民審査員	申請団体から1名ずつ選出し、二次審査に参加すること （原則プレゼンテーションをする会員とは別の会員）

②活動ステップアップ部門（継続期）	
目的	市民活動の継続と活性化、団体の自立強化、市民理解の増進を図る目的で実施
対象団体	市内で市民活動を行っている団体で、活動を継続して展開し、事業活動の活性化を目指す団体。 具体的には、組織の抱えている課題解決を目的とした組織づくりや、社会貢献活動の継続性を高めるため組織強化を目指す団体
対象事業	① 団体の運営又は自立の強化に要する事業 ② 継続的な市民活動の推進に要する事業 ③ 団体が行き届く活動に対する市民理解の推進に要する事業
対象経費	① 継続・活性化を図る事業に要する経費 ② 組織運営強化に要するスキルアップ・管理経費等
設立年数	3年以上
補助期間	2か年（1団体1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	1年目：20万円以内（補助率：2/3） 2年目：10万円以内（補助率：1/3）

③新規事業チャレンジ部門（発展期）

目的	新しい課題に対する取組みを支援する目的で実施
対象団体	市内で市民活動を行っている団体で、身近な地域課題や多様化する課題など、新しい課題に対する取組みを展開する団体で、3か年または2か年のビジョンを持っていること。 複数団体による協働事業も申請可。ただし代表申請団体を決めること。申請・審査等についてはご相談ください。
対象事業	多様化する課題に取り組む新たな事業
対象経費	新規事業の準備及び実施に要する事業経費
設立年数	5年以上（複数団体による申請の場合は代表申請団体について）
補助期間	3か年 または 2か年（同一事業1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	3か年の場合全体で60万円以内、2か年の場合40万円以内 （補助率: 2 / 3）

《その他留意事項》

- ・ 同一年度に複数部門の申請はできません
- ・ 補助金期間終了後1年を経過しなければ、他部門への申請はできません。
- ・ 補助金額は、千円未満の端数を切捨てします。

補助金の対象となる経費

補助の対象となる経費は表のとおりです。

補助対象となる主な経費	
人件費	給料・賃金 等
報償費	講座、講演会等における講師への謝礼 等
旅費・交通費	活動及び研修に参加する際の交通費、宿泊費 等
消耗品費	コピー代、事務用品（用紙・インク・文具等）、材料費 等
燃料費	ガソリン代 等
印刷製本費	チラシ、ポスター、リーフレット等の印刷 冊子作成のための製本費 等
通信運搬費	通信費（電話代、切手代、郵送代）
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険 等
使用料	会場使用料（交流館等）、物品等のレンタル料 等
備品購入費	備品購入 ※税込 20,000 円/個 以上の物品
負担金	研修参加費、受講料 等
その他	上記、各費目以外に必要な経費

※食糧費は対象となりません。

※他補助制度との併用申請は、経費を区分してください。重複補助はできません。

補助金によっては、併用申請自体を認めていないものもありますので申請補助金の制度をご確認のうえ、申請をご検討ください。

(3) 全体スケジュール

※新型コロナウイルスの感染状況により
変更する場合がございます。

期間	内容	備考（申請者）
3月31日（金）まで	事前相談期間	可能な限り出席 （要申込）
3月2日（木）10：30～11：30 3月18日（土）10：30～11：30	事前説明会 ※両日同内容	可能な限り出席 （要申込）
3月18日（土）13：30～	令和4年度補助金団体による成果発表会	
4月1日（土）～4月20日（木）	申請書提出（受付期間）	
5月2週目 ⇒ 5月11日（木）	一次審査（書類審査）	出席不要
5月16日（火）まで	二次審査の資料提出	データで提出
5月20日（土）10：30～17：00（予定）	二次審査	要出席 ※申請団体数により 時間は変更します
6月1日（木）	補助決定	
6月4日（日）10：30～11：30（予定）	補助決定団体説明会	要出席
補助金振込み	7月中旬頃	
令和6年4月10日（水）	実績報告書提出	
令和6年3月中旬または5月下旬（予定）	成果発表会	要出席

場所はいずれも、とよた市民活動センター

事前説明会 ※予約制（右のQRコードからお申込みください）

○本補助金制度の趣旨や対象団体、手続き等の説明会を開催します。

日時：令和5年3月2日（木）午前10時30分～午前11時30分

令和5年3月18日（土）午前10時30分～午前11時30分

※両日同内容

場所：とよた市民活動センター

※令和5年3月18日（土）午後1時30分～とよた市民活動センターにて

令和4年度補助金成果発表会を行います。ぜひご参加ください。



説明会・個別相談・
成果発表会申込みフォーム

個別相談 ※予約制（右のQRコードからお申込みください）

○補助金制度や申請書の書き方等の相談（事前予約制）

期間：令和5年3月31日（金）まで 午前10時00分～午後6時（※火曜日休館）

場所：とよた市民活動センター

令和5年度 豊田市市民活動促進補助金
応募団体一覧

○応募団体一覧 (団体)

部門	年		団体名
はじめの一步	1年目	1	CoromoCottonClub
		2	西三河音声認識文字研究会「こえもじ」
		3	アロマセラピーの会 Rapha
		4	おじさんの田んぼ
		5	FFC 豊田みよし
		6	松平こどもサークルかのこ
		7	たいようの会
		8	一社) 次世代ロボットエンジニア支援機構
はじめの一步	2年目	9	一般社団法人ドローンチーム Nadeshiko
		10	ぽたじえ
		11	burupon
		12	TeamS@とよた
		13	NPO 法人アイリス
新規事業チャレンジ	1年目	14	NPO 法人豊田ハンディキャブの会

審査員 (アドバイザー)

椋山女学園大学 教授

とよたプロモ部 代表

個性の強いこどもを地域で支える会 代表

(株) eight 代表取締役

谷口 功さん

西村 新さん

デグチ サオリさん

鬼木 利瑛さん